

国保だより

会社などの健康保険の扶養家族になれますか？

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。社会保険料は被扶養者が増えても金額は変わりません。

社会保険の扶養家族として加入できるかは、各保険者が判断しますので勤務先の健康保険担当者にご相談ください。

加入に必要な条件は次のとおりです。

●被扶養者の範囲

1. 被保険者と同居していなくても良い者
配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属
2. 被保険者と同居していることが必要な者
上記1以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母及び子



●収入要件

- ・年間の収入が130万円未満
- ・60歳以上で年間収入が180万円未満

※社会保険の扶養家族になった場合は、国保資格を喪失する手続きをしてください。

【手続き場所】役場国保年金係（2番窓口）

【持ち物】新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、個人番号カードまたは通知カード、通知カードの場合は届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）、印鑑

年金だより

～出張年金相談会では予約制を実施しています～

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

月一回富士見町で行われている、岡谷年金事務所担当官による出張年金相談会ですが、相談待ち時間の解消と相談時間の短縮を図ることを目的として予約制を実施しています。ぜひご利用ください。

【予約申込み方法】

出張年金相談会の予約は、相談希望日1ヶ月前から岡谷年金事務所において、お電話または相談窓口で受付しています。予約受付の際には、相談者氏名、配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認しますのでお手元にご用意ください。

【予約電話番号】

- 岡谷年金事務所 ☎0266-23-3661
※自動音声で5番を選択し、年金相談の予約とお申し出ください
- 予約受付時間は、8時30分～17時15分です。
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)



【相談予約時間帯】

- 毎月第一水曜日（平成29年1月は第二）
・12月7日(水) ・1月11日(水) ・2月1日(水) ・3月1日(水)
 - 午前10時～12時、午後1時～3時
- ※予約状況により、ご希望の時間帯を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

【ご注意】

予約なしでも相談は可能ですが、ご予約のお客様が優先となりますのでお待ちいただすことになります。なるべく予約をとってからお越しください。

出張年金相談会にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参ください。

※代理の方が相談にお越しになる場合は委任状が必要となり、代理人の方の本人確認もさせていただきます。